

札幌圏都市計画道路の変更（札幌市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・54 号宮の森・北 24 条通ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・54	宮の森・北 24 条通	札幌市中央区宮の森 4 条 10 丁目	札幌市白石区菊水元町 9 条 1 丁目	札幌市北区北 24 条西 4 丁目	約 11,640m	地表式	4 車線	20m	JR 函館線と立体交差 JR 札沼線と立体交差 幹線街路と平面交差 19 箇所	(主要道道札幌環状線)
	車線の数の内訳		4 車線			約 11,090m					
			2 車線			約 550m					
3・4・103	青葉・平岡通	札幌市厚別区青葉町 9 丁目	札幌市清田区平岡 3 条 6 丁目	札幌市清田区里塚 4 条 3 丁目	約 4,700m	地表式	2 車線	20m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路札幌新道と立体交差 幹線街路と平面交差 9 箇所		
3・4・108	里塚東通	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 5 丁目	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 5 丁目	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 5 丁目	約 220m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 2 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路に 3・4・618 号里塚緑ヶ丘通を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・618	里塚緑ヶ丘通	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 9 丁目	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 11 丁目	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 10 丁目	約 730m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

3・4・54号 宮の森・北24条通の北1条・雁来通から南7条・米里通までの区間については、主要幹線道路である札幌新道及び環状通の混雑緩和などを目的に、平成20年に都市計画決定し、平成23年から事業に着手している。今回の変更は、事業実施段階での設計が完了したことにより、橋梁部に設置する階段など構造物の形状が確定したため、これに伴い一部幅員を変更するものである。

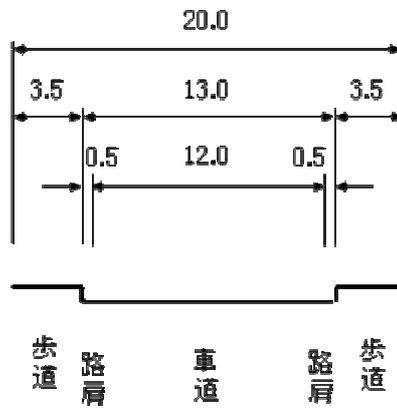
3・4・108号 里塚東通については、周辺土地利用が当初計画時の想定から変化したことなどにより、必要性が低下した一部区間について、都市計画道路を廃止する。これにより路線が分断されることから、路線の起点側を里塚東通とし、終点側は線形を一部変更し、3・4・618号 里塚緑ヶ丘通として新規決定するものである。3・4・103号 青葉・平岡通については、上記の里塚東通の変更に伴い、里塚東通との立体交差を廃止し、里塚緑ヶ丘通と平面交差とする交差構造の変更を行うものである。

変更説明書

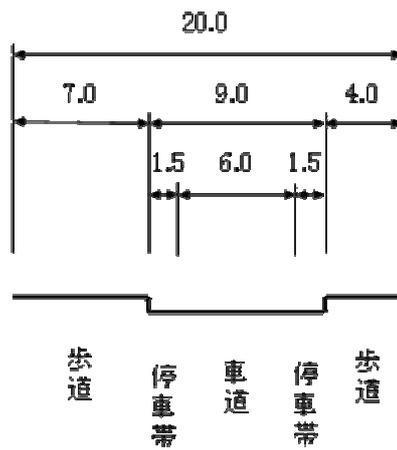
新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
3・4・54	宮の森・北24条通	3・4・54	宮の森・北24条通	一部幅員の拡幅変更 (40.0m 50.5m、変更区間 L=80m) (40.0m 44.9m、変更区間 L=70m) 一部幅員の縮小変更 (40.0m 39.8m、変更区間 L=400m)
3・4・103	青葉・平岡通	3・4・103	青葉・平岡通	交差構造の変更(里塚東通との立体交差を廃止し、幹線街路との交差箇所を1箇所増)
3・4・108	里塚東通	3・4・108	里塚東通	終点の変更(延長減約1,480m)
3・4・618	里塚緑ヶ丘通			新規決定

定規図

3・4・54 宮の森・北24条通(代表断面)

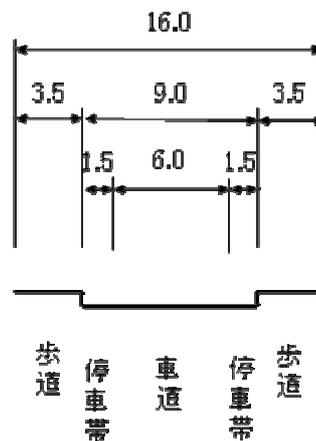


3・4・103 青葉・平岡通(代表断面)



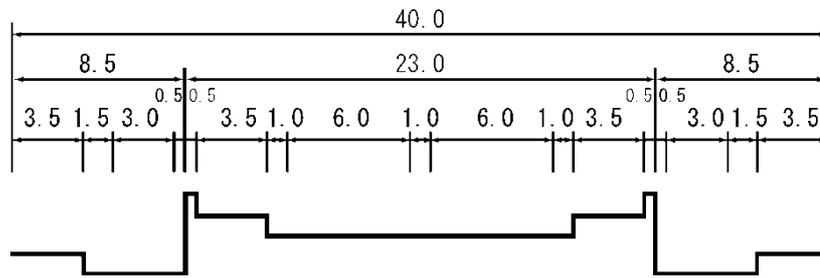
3・4・108 里塚東通(代表断面)

3・4・618 里塚緑ヶ丘通(代表断面)



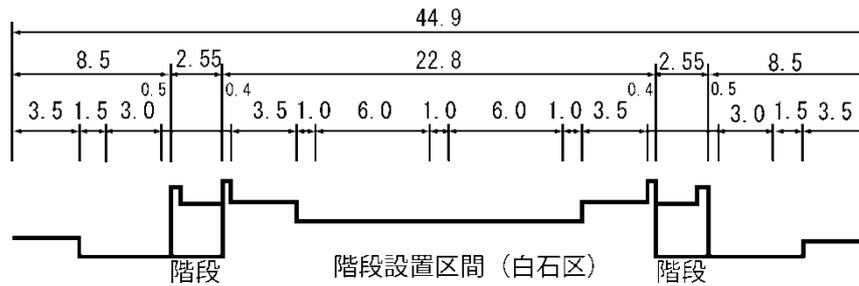
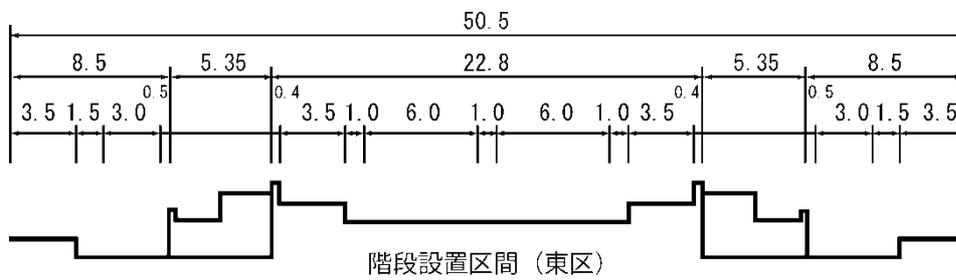
【参考】3・4・54 宮の森・北24条通 変更区間の新旧断面

<旧断面>

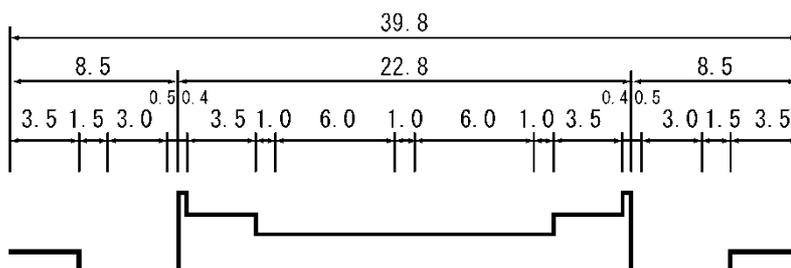


<新断面>

階段部

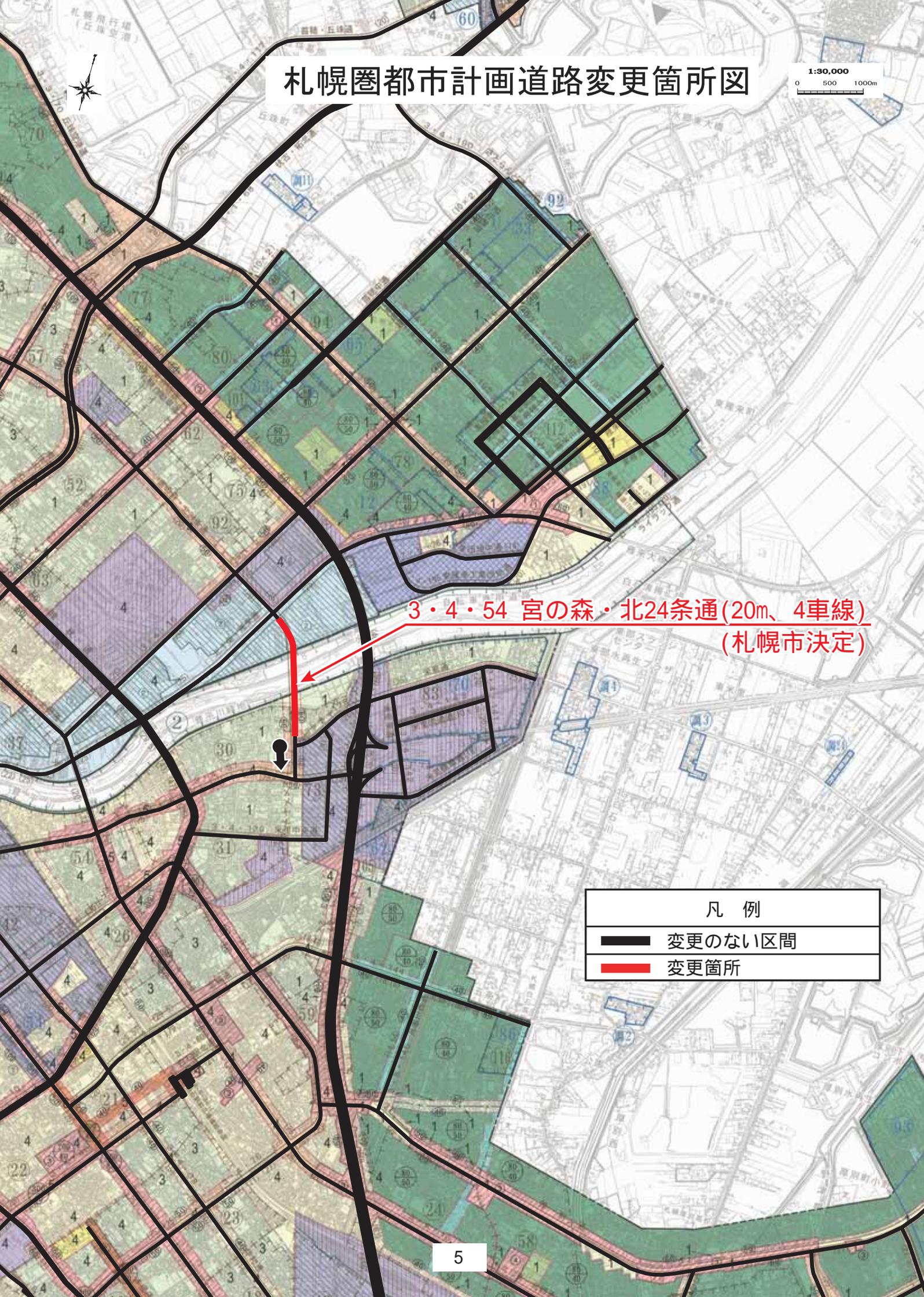


副道部、橋梁部



札幌圏都市計画道路変更箇所図

1:30,000
0 500 1000m

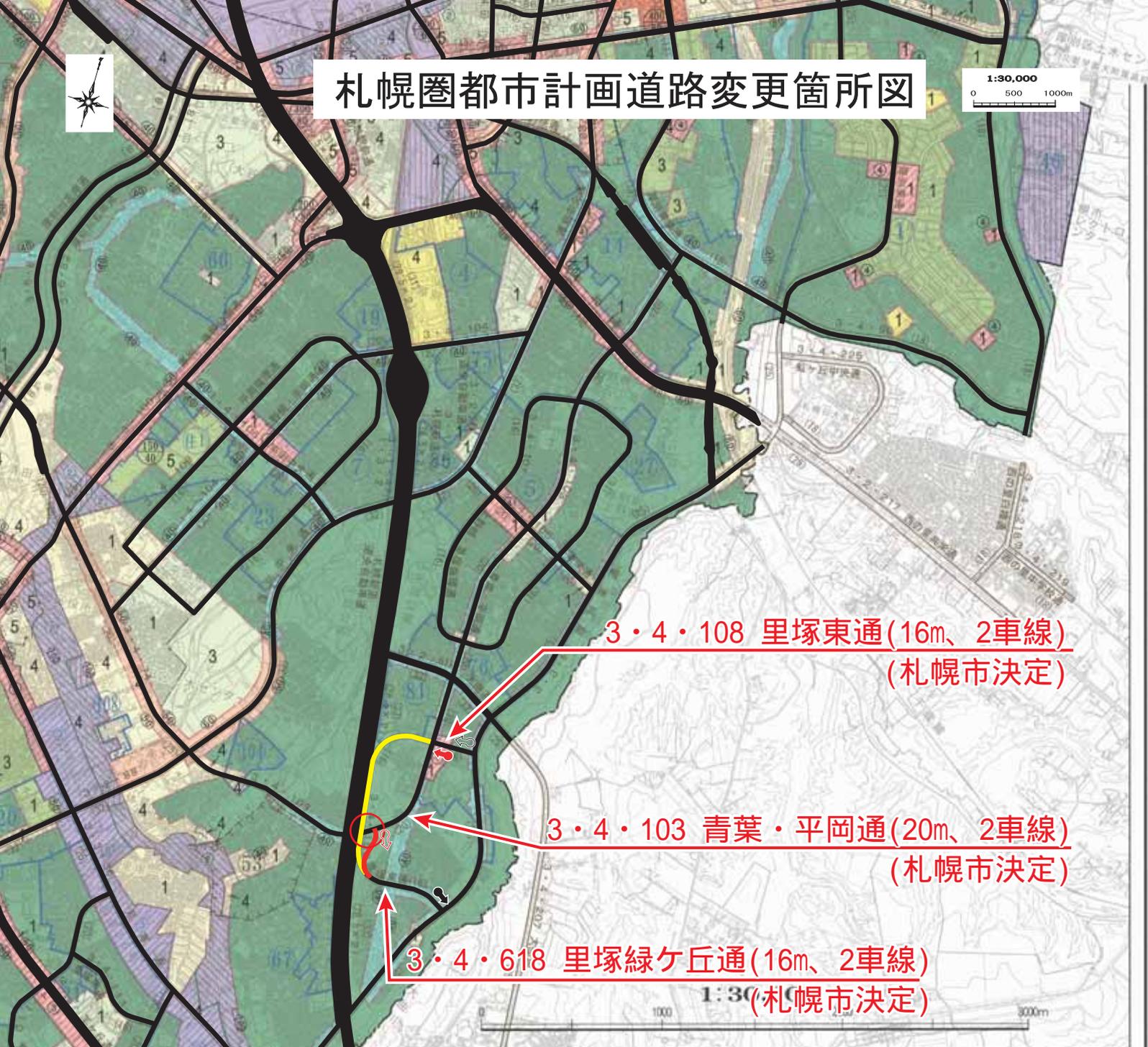


3・4・54 宮の森・北24条通(20m、4車線)
(札幌市決定)

凡 例	
	変更のない区間
	変更箇所

札幌圏都市計画道路変更箇所図

1:30,000
0 500 1000m



3・4・108 里塚東通(16m、2車線)
(札幌市決定)

3・4・103 青葉・平岡通(20m、2車線)
(札幌市決定)

3・4・618 里塚緑ヶ丘通(16m、2車線)
(札幌市決定)

1:30,000
0 1000 3000m

凡例	
	変更のない区間
	廃止区間
	新設区間、変更箇所
	交差構造を変更する箇所

凡	例		
	市街化区域境界線 (地籍界による)	北側斜線高度地区	
	市街化区域境界線 (道路河川等の中心線による)	1 18 m 高度地区 ※	
	市街化区域境界線 (宅地造成界による)	2 24 m 高度地区	
	市街化区域境界線 (見通し線による)	3 27 m 高度地区 ※	
	第一種低層住居専用地域	4 33 m 高度地区 ※	
	第二種低層住居専用地域	5 45 m 高度地区	
	第一種中高層住居専用地域	6 60 m 高度地区	
	第二種中高層住居専用地域		道路又は河川等の中心線による区域境界線
	第一種住居地域		上記の例によらない場合の区域境界線
	第二種住居地域	※第一種及び第二種低層住居専用地域に南接する一部で北側斜線の併用区域あり	
	準住居地域		特別工業地区
	近隣商業地域		第一種小売店舗地区
	商業地域		第二種小売店舗地区
	準工業地域		第三種小売店舗地区
	工業地域		第四種小売店舗地区
	工業専用地域		第一種特別業務地区
	防火地域		第二種特別業務地区
	準防火地域		第三種特別業務地区
	道路(中心線による地域境界線)		大規模集客施設制限地区
	上記の例によらない場合の地域境界線		戸建住環境保全地区
			第一種職住共存地区
			第二種職住共存地区